

答 申 第 7.5 号  
平成25年 5月22日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に  
基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成25年4月26日付佐市教委こ家第62号により諮問がありました臓器移植に伴う児童虐待情報確認事務に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。